

USPTO による改正特許法 (AIA) に係るルール改正案 (4) – Post-grant Review

2012年02月20日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

2012年02月07日に、Appeal Boardが行う Leahy-Smith America Invents Act 下の new trial proceedings (2012年09月16日施行分) を実施するためのルール改正案のパッケージを公表しました。^{*1} このパッケージには、Inter Partes Review ^{*2} や Post-grant Review が含まれており、これらの手続は、発行済の特許を無効にする機会を competitors に付与するものです。なお、USPTO は、上記のルール改正案に対してもパブリックコメント期間が設けられ (2012年4月10日に)、パブリックコメントが検討された後に正式にルールが決定される予定です。

以下に、Post-grant Review に係るルール改正案について説明します。

【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

^{*1} Link: <http://www.uspto.gov/news/pr/2012/12-11.jsp>

^{*2} Link: http://www.uspto.gov/aia_implementation/77fr7041nprm.pdf